

經濟論叢

第七十卷

第四號

農地改革特集

- 農地改革の基本的性格……………山岡亮一 (1)
- 農地改革による農家の變貌……………山崎武雄 (31)
- 近代地主の經營……………關順也 (39)
- 各府縣農地改革史文獻解題……………編 山岡亮一 (58)
-

(昭和二十七年十月)

京都大學經濟學會

農地改革による農家の變貌

— 京都府相樂郡相樂村 —

山 崎 武 雄

農地改革により地主的土地所有は一應解體したと云いうとしても、まず地主的具體的にその實態が把握されねばならないであろう。本稿はわれわれが京都府下の一農村で行つた農地改革過程の實態調査報告の一部である。ここで取上げた問題は、農地改革が如何に行われ、農村の階層構成が如何に變化し、改革後の生産力の擔い手は如何なる階層であるか等の諸問題であるが、制限された紙面の關係上これを概観するに止め、より詳細な分析は他の機會に譲ることとする。

本村は山城平野の南端に位し、西南部に低い丘陵を有する米麥作中心の農村であり、戦前においては養蠶及び茶、木綿の生産が行われたが、戦後これに代つて榮種、烟草、豌豆等の商品作物が導入され、農家副業としての梱包用薄紙の生産が廣く行われている（尙本村は昭和二十六年木津町に併合された）。

農地改革による農家の變貌

農地改革直前昭和二十二年二月現在における本村の總戸數は四七三戸であり、うち農家戸數は三二五戸で六八・七%を占めている。改革後昭和二十四年十二月現在においては總戸數四七二戸のうち農家は三二四戸で六八・八%を占め、改革過程における戸數の變動は殆ど見られない。次に専業、兼業別農家につき右の調査とはやや時期的ずれがあるが、昭和二十二年の八・一センサスによれば、農家數三二六戸のうち専業農家は一八〇戸（五五・二%）、農家を主とする兼業農家は九八戸（三〇・一%）、農業を従とする兼業農家は四八戸（一四・七%）である。改革後昭和二十五年八月一日の調査によれば、農家戸數三二九戸中専業農家一八〇戸（五四・七%）、農家を主とする兼業農家八〇戸（二四・三%）、農業を従とする兼業農家は六九戸（三〇%）となつてゐる。即ち本村においては兼業農家が比較的多くかつ増加の傾向にあるが、特に注目すべきことは農業を従とする兼業農家の増加傾向の大なることである。このことは農家の

轉落傾向を示すものであらう。またこのことは後述の農家經營規模の零細性と相俟つて、附近の電鐵、國鐵、會社等への通勤、或は出稼、小賣商等の多いことも關連しており、本村の近郊農村の性格を現わしている。

次に改革前における自小作地別農地面積を昭和二十一年四月の農家人口調査によつてみれば、總面積二〇一・四町のうち自作地九七・七町（四八・六％）、小作地一〇三・七（五一・四％）である。そのうち水田は一九五・一町にて全耕地の九六・九％を占めてゐる。尙お本村には昭和二十二年現在約一一四町の林野があるが、そのうち松林七二町、雜木林二町、伐採跡地二・二町であり、その他竹林、草地、不毛地等よりなつてゐる。灌溉には主として溜池により、河川を從としてゐる。

二

まず改革前における本村の階層構成を検討しよう。

下表によれば地主三六戸（全農家の一・一％）、自作農六三戸（一九・四％）、自小作農六八戸（二〇・九％）、小自作農五九戸（一八・二％）、小作農九九戸（三〇・五％）であり、多少とも借入地を有する農家が比較的多い。

I 所有規模別農家構成 本村においては十町以上の大地主は存在せず、五一十町層二戸（全農家の〇・六％）、三一五町層三戸（〇・九％）である。これら五戸の地主は戦前より殆ど作

第1表 改革前における所有規模別農家構成（昭和22年2月）

範 疇 別	所有 せず	5反未満	5反—1町	1—3町	3—5町	5—10町	10町 以上	計
不耕地地主								
地主自作			2	26	3	2		33
地主自小作				3				3
地主小作		22	25	16				63
自 小 作		40	26	2				68
自 小 作		58	1					59
自 小 作	92	7						99
計	92	127	54	47	3	2		325

男を年傭して小規模な自作を行つていたが、うち一戸は肥料飼料商を兼營し、二戸は會社員である。耕地を所有しない小作農は九二戸で全農家の二八・三％を占め、五反未満所有農家は最も多く一二七戸で三九・一％で前者を合せば二一九戸即ち全農家の六七・四％に及んでゐる。更に五反—一町層五四戸（一六・六％）を加えれば全戸數の八四％に達し、本村において所有規模一町以下の農家が壓倒的に多いことを示している。一一三

町層は四七戸で一四・五%を占めている。

次に第一表により農家階層別に土地所有關係をみれば、三町以上所有者は地主層以外になく、一―三町層四七戸においてもその二九戸(六一・七%)が地主層に集中し、次いで自作農に一六戸(三四%)であり、自小作農に二戸(四・三%)あるにすぎない。

これに反して五反―一町層五四戸のうちでは自小作、自作層に壓倒的に多く、夫々二六戸(四八・一%)、二五戸(四六・三%)、を占め、地主層に二戸(三・七%)、自小作一戸(一・九%)である。五反未満所有農家一二七戸については自小作農最も多く五八戸(四五・七%)、自小作農四〇戸(三一・四%)、自作農三二戸(一七・四%)、小作農七戸(五・五%)である。即ち階層を下るに従つてその所有規模は小である。

右の如く本村においては小土地所有が支配的であるが、いま三町以上所有地主五戸(全土地所有農家の二・一%)の所有面積(約二一・一町)の全耕地面積(不正確ではあるが一應昭和二十二年八・一センサスの面積一九四・八町による)に對する割合は一〇・八%である。また土地所有農家の二〇・二%を占める一―三町所有農家四七戸の所有面積は七二・六町で、全耕地の三七・三%である。即ち改革前における本村の土地の地主への集中度は比較的低いと云いうるであらう。このことは不在地主を問題にしてもなから變らない。(註)

農地改革による農家の變貌

(註) 本村における不在地主の比重は低い故深く立入らないが、ただ三町以上所有者が一戸あり而もそれが一二・八町の大地主であることは注目すべきである。この地主は京都の商人で明治三十年頃より本村民に對する金貸による抵當流れの土地を集中し、明治末期には本村に來住、更に約六町の山村も所有したが大正末再び京都に歸住したものである。

併し乍ら、このことは直ちに改革前における地主の支配體制の弱いことを意味するものではない。即ち改革前においては「出入慣行」もある程度残存し、村の支配機構は主として地主層によつて占められていた。しかし一方、大正十三年の激しい小作争議以來高率小作料は引下げられ、小作人の意識は向上し、これに伴つて更に戰時戰後の農村インフレの過程をへて、地主の支配力の弱まりつつあつたことは推測されるであらう。

Ⅱ 經營規模別農家構成

第二表によれば五反―一町の經營規模農家が最も多く一六一戸で全戸数の四九・五%を占めている。これについて五反未満の農家は二三四戸で四一・三%であり、兩者を合せ一町未満の農家が九〇・八%に達している。これに對して一―二町層は三〇戸で九・二%にすぎず、經營規模二町以上の農家は存在しない。即ち前述せる土地所有の零細性と對應して經營規模もまた零細なることが明らかである。

第2表 改革前における経営規模別構成 (昭和22年2月)

範 疇	不耕作	5反未満	5反—1町	1—2町	2—3町	計
地主自作		19	10	4		33
地主自作小			3			3
地主自作小		27	29	7		63
地主自作小		17	44	7		68
地主自作小		13	38	8		59
地主自作小		58	37	4		99
計		134	161	30		325

次に範疇別に経営規模を検討しよう。まず地主層においてはその五二・八%が五反未満であり、五反—一町層は三六・一%、一—二町層は一・一%である。即ち地主層においては飯米農家の性格が比較的強いと云いうるであろう。かかる傾向をより強く示すものは小作層であり、その五八・六% (五八戸) が五反未満であり、五反—一町層は三七・四% (三七戸)、一—二町層は僅か四% (四戸) にすぎない。かつ五反未満の總農家のう

ち小作農の占める割合は最大で四二・九%に達している。併し乍ら、いうまでもなく地主、小作兩層におけるかかる同一傾向には質的差異が存する。

自作、小自作及び小自作層はいずれも一—二町層において占める比重が高い (この三者合計七三・三%)。また各層とも五反—一町層への集中度が高く、特に小自作層及び小自作層にこの傾向が強い。即ち前者においては總戸数のうち五反—一町層六四・四% (三八戸)、五反未満層二二% (一三戸) であり、後者においては六八戸のうち六四・七% (四四戸) が五反—一町層、二五%が五反未満層に属している。また五反未満農家層における兩者の比重はいずれも低い。自作層について注目すべきことは、その四二・九% (三七戸) が五反未満であり、小自作並に小自作層より劣つてゐることである。

右の如く農業経営の中堅は範疇別には小自作並に小自作層であり自作層これに次ぐが、経営規模別にみれば五反—一町層であり比較的安定せる一町以上の農家の割合は九二%にすぎず、全般的に零細かつ不安定な経営といわざるをえない。

三

昭和二十五年八月現在七五・二町の小作地が解放され、總耕地中自作地の占める割合は八七・四%となつた。本村における改革過程は農地委員會の推進により極めて順調に進行し、當地

方における模範村といわれている。従つてここでは改革過程における諸問題には立入らず、ただ簡単に地主、小作の對抗關係にふれるに止めよう。

地主側の抵抗としての土地取上げのうち表面化せるものは農地委員会において審議された二件である。(註)

(註) その一件は地主がその出入關係の小作人が死亡したのを機會に耕地約二反の返還を要求したものである。小作人側の經營規模は約九反であり植木業を兼營し比較的餘裕があるため、地主所有の雜木林六畝を時價で譲受けるとして土地を返還した。その際作離料なし。他の一件は或る種の感情問題に端を發するもので解決せず。

併し乍ら、勿論このことは土地取上げの存在しないことを意味するものではなく、土地取上げはむしろ地主、小作人間の直接交渉によつて行われている。昭和二十四年の農地調査によれば、地主の土地取上げは二八件、面積二・九町(一件當約一反)であり、零細な土地取上げの行われていることを示している。ただこの點に關するわれわれの實態調査によれば、地主の強制力は必ずしも強力ではないようである。

土地の闇賣り、闇小作料は殆ど行われていない。ただ先にふれた不在大地主の土地管理人が約一町の耕地を小作人に闇賣りしようとして摘發された事件があつた。

地主、小作人の對立は表面化しておらず、農地改革に關聯す

農地改革による農家の變貌

第3表 改革後における所有規模別農家構成 (昭和24年6月)

別	所有せず	5反未満	5反—1町	1—3町	計
地主			5	9	14
自作				1	1
小作			71		
地主		43		27	141
自作		64	46	1	111
小作		37			37
地主	20				20
自作	20	144	122	38	324
小作					
計					

の紛争も殆ど存在しない。「出入慣行」についてみれば、從來長らく出入關係を結んでいた當事者においては多小その慣行が残つているが、次の世代の若い人々の間には全くみられない。

次に改革後における階層構成の變化について所有規模別に検討しよう(以下の數字は昭和二十四年六月現在の調査によるものであり、解放豫定面積は約一二%残つているが大勢に影響ないものと考えらる)。

農地改革による農家の體貌

I 所有規模別農家構成

第三表によれば、改革後においても所有規模五反未満の農家が最も多く一四四戸（全農家の四四・四%）を占め、これに次いで五反—一町層が一三二戸（三七・六%）であり、この兩者で全農家の八二%を占めている。これに反し三町以上所有地主は消滅し、土地を所有しない農家は激減しており—三町層農家はやや減少している。かかる現象は今次改革に基く必然的結果である。いま第一表と第三表を對比すれば明瞭であり、改革前における土地を所有しない農家並に上層土地所有農家が、各々一町以下の零細所有層に上昇乃至下降していることを示している。いまこれを内容的に検討すれば次の如くである。

改革前における三町以上の地主五戸のうち四戸が一—三町層に、一戸が五反—一町層に下落。—三町層においては全農家四七戸のうち六六%に及ぶ三一戸が異動なく、一五戸（三一・九%）が五反—一町層に、一戸が五反未満層に轉落している。五反—一町層五四戸についてみれば、その八八・九%を占める四八戸に變動なく、四戸が五反未満層に下降し一戸が一—三町層に上昇している。五反未満層の一二七戸においては、その六二・二%の八〇戸に變動なく、三七・八%を占める四七戸は五反—一町層に上昇している。改革前に土地を所有しない農家九二戸のうち六一戸（六六・三%）が五反未満層に上昇、二〇戸（二一・七%）は變動なく、一〇戸（一〇・九%）は五反—

一町層に上昇しており、一段一畝を小作していた一戸は賃労働者に轉落している。

次に範疇別に土地所有關係をみれば、地主層においては—三町層が多い（その六六・七%）。自作層においては五反—一町層に屬する農家が約五〇%をしめ、五反未満層及び—三町層がこれに次いでいる。自小作層においては五反未満層（五七・七%）および五反—一町層（四一・四%）に集中している。自小作層は五反未満層にのみ屬し、小作層は土地を所有しない。土地を所有しない農家は全農家の六・二%（二〇戸）である。

また—三町層は一戸を除き自作層（七一・一%）と地主層（二六・三%）によつて占められている。五反—一町層において自作層（五八・二%）、と自小作層（三七・七%）によつてしめられ、五反未満層は自小作層に多く（四四・四%）、自作層及び自小作層がこれに次いでいる。

右によつて明らかな如く、農地改革によつて自作層並に自小作層が増加すると共に（兩者の全農家に對する割合は七七・八%）、この兩層が農村の中堅をなすことが知られる。なお地主層において三町以上所有者は消滅したが、—三町層が強力に殘存している。

II 經營規模別農家構成 第四表により改革後における經營規模別構成をみれば、五反—一町層が一六四戸で全農家の五〇・六%をしめ、五反未満層は一四五戸（四四・八%）でこれに次

第4表 改革後における經營規模別農家構成 (昭和24年6月)

範 疇 別	不 耕 作	5反未満	5反—1町	1—2町	計
地主自作		6	8		14
地主自作			1		1
地主自作		63	69	9	141
地主自作		37	68	6	111
地主自作		22	15		37
地主自作		17	3		20
計		145	164	15	324

農地改革による農家の變貌

ぎこの兩者によつて九五・四%を占めてゐる。即ち改革後においても一町以下の零細農が壓倒的に多い。次に第二表との對比において改革前後における變化を検討しよう。まず改革前後を通じて著しい變化は一—二町層農家の落層である。これに對し改革後五反未満層及び五反—一町層はともに増加している。いま内容的にこれを検討すれば、改革前における一—二町層三〇戸のうち改革後一七戸(五六・七%)は五反—一町層に落層し

一三戸は變動していない。五反—一町層においては一六一戸のうち改革後一三五戸(八三・九%)が變動せず、二二戸(一三%)は五反未満層に下降し、五戸(三・一%)は一—二町層に上昇している。五反未満層においては二三四戸のうち九二・五%をしめる一二四戸に變動なく、九戸(六・七%)が五反—一町層に、一戸が一—二町層に上昇している。

次に範疇別に經營規模を検討しよう。地主層においてはその六割が五反—一町層であるが、他は五反未満層に屬する。自作層においては五反—一町層最も多く六九戸(四八・九%)、五反未満層は六三戸(四四・七%)であり一—二町層は九戸(六・四%)である。併し乍ら一—二町層の農家一五戸のうち九戸(六〇%)が自作層に屬し、残りの六戸が自自作層に屬していることは注目すべきである。また自自作層においては五反—一町層への集中度が高い(六一・三%)。かつ五反—一町層において自作層及び自自作層のしめる比重は夫々四二・一%、四一・五%である。自自作層に於いては五反未満層に屬する農家が多く、特に自作層においてはその八五%(一七戸)が五反未満層に屬している。かくて、本村における農業生産力の擔い手は改革前においては自自作、自自作層の上層によつてしめられていたが、改革後においては、自作、自自作層の上層であることが推測されるのであろう。併し乍ら、既にみた如く改革過程を通じて本村においても階級分化の進行はみられず、極端な零細農

農地改革による農家の變貌

が再編されている。また各農家階層の上昇、下降傾向についても一義的な結論は下しえない状態にある。

本村における農地改革は順調に進行したが從來中小地主の支配的であつた本村（むしろかかる場合が近畿型農村においては一般的であるが）においては、特に生産力發展の視點に立ては幾多の問題を残している。例えば耕地の交換分合は當然考えられる問題であるが、本村においてもまずそのためには耕地整理、灌溉水路の完成等の前提條件の成立をまたねばならず、現在全然問題にされていない。

又本村においては地主層の支那體制は改革前に比して著しく弱体化しているが、地主層がなほ一―三町層に根を張りその勢力温存を計つていることも看過されてはならない。

尙農地改革過程並に改革後における獨占資本の役割、或は農地改革そのものの批判等の諸問題は共同研究に譲りここではふれなかつた。

（附記、本稿は農政調査會の委嘱により山岡教授の指導によつてなされた實地調査報告の一部である。）

第七十卷 二三六 第四號 三八

執筆者紹介

山岡 亮一	京都大學教授
山崎 武雄	京都大學助教授
南 清彦	和歌山大學講師
柏尾 昌哉	京都大學大學院學生
關 順也	京都大學大學院學生
永尾誠之輔	京都大學大學院學生
東井 正美	關西大學助手